

◎新潟県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和2年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
長岡市おぐにコミュニティセンター （旧長岡市小国地域総合センター）	長岡市小国町新町 304番地1	大会議室	117.90	平成26年4月4日
		大広間和室	83.12	
		多目的ルーム	117.90	
		会議室1	64.50	
		会議室2	64.50	

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
長岡市勤労会館	長岡市東蔵王2丁目 2番68号	大ホール	169.05	令和2年4月1日